

日本関節病学会優秀論文賞規定

2022年7月5日 理事会承認

- 1) 学術研究成果顕彰委員会は事業年度内に当学会雑誌に掲載された原著論文（症例報告は除く）の中から別に定める採点基準に従って受賞論文を選考し、その結果を学会誌編集委員会に上申する。編集委員会は審議の結果を理事会に報告し、理事会は審議の上、受賞論文を決定する。
- 2) 受賞論文は最大3編までとし、この中から最優秀論文賞一編、優秀論文二編を選定する。受賞者（受賞論文の第一著者）には、日本関節病学会会員総会にて理事長が賞状および副賞（学会経費から最優秀論文賞は150,000円、優秀論文賞は100,000円）の授与を行う。
- 3) 学術研究成果顕彰委員会の選考委員のうち、応募者との利害関係のある委員は審査に関与することはできない。
- 4) 受賞は一回限りとする。

採点基準（参考）

論文の審査にあたっては以下の4項目について審査し、採点する。

- 1) 論文のまとまり（わかりやすく、論旨が明確か）
- 2) 独創性（オリジナリティがあるか）
- 3) 充実性（症例数が十分か、解析方法が妥当か、考察は十分か）

4) 有用性 (将来の発展が期待できるか)